

野田市告示第237号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和6年12月6日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 30枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
6-11-1	立看板 はり札	— 8	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和6年11月26日 午前9時から午後4時	令和6年11月26日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-2	立看板 はり札	— 2	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道52277～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪 新町	令和6年11月26日 午前9時から午後4時	令和6年11月26日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-3	立看板 はり札	— 1	つくば野田線 目吹～柳沢～宮崎	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-4	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-5	立看板 はり札	— 12	市道2100～22224～22222～2100～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	令和6年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-6	立看板 はり札	— 1	結城野田線～市道1061～結城野田線～岩井野田線～我孫子閩宿線～市道1030 中里～船形～蕃昌～船形～中里	令和6年11月28日 午前9時から午後4時	令和6年11月28日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-11-7	立看板 はり札	— 4	川間停車場線～市道1011～11290～2030～2020～2030～11102～11209～1012～11211～11213～11221～11222～1012～11209～11102～2030～川間停車場線～11030～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和6年11月28日 午前9時から午後4時	令和6年11月28日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	